

令和 7 年

第 2 回小山市議会定例会
議 案 書

小 山 市

令和 7 年第 2 回小山市議会定例会付議事件表

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 3 9 号	令和 7 年度小山市一般会計補正予算（第 1 号）	5
議 案 第 4 0 号	小山ふれあいドッグラン広場の設置及び管理に関する条例の制定について	2 6
議 案 第 4 1 号	小山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	3 0
議 案 第 4 2 号	小山市水道事業給水条例の一部改正について	3 5
議 案 第 4 3 号	小山市高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について	4 3
議 案 第 4 4 号	小山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について	4 6
議 案 第 4 5 号	建設工事請負契約の締結について	4 8
議 案 第 4 6 号	建設工事請負契約の締結について	4 9
議 案 第 4 7 号	建設工事請負契約の締結について	5 0
議 案 第 4 8 号	建設工事請負契約の締結について	5 1
議 案 第 4 9 号	建設工事請負契約の一部変更について	5 2
議 案 第 5 0 号	財産の取得について	5 3
議 案 第 5 1 号	財産の取得について	5 4
議 案 第 5 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	5 5
議 案 第 5 3 号	専決処分の承認を求めることについて	5 6
議 案 第 5 4 号	専決処分の承認を求めることについて	6 4
議 案 第 5 5 号	専決処分の承認を求めることについて	6 9
報 告 第 3 号	専決処分の報告について	7 3
報 告 第 4 号	専決処分の報告について	7 5
報 告 第 5 号	専決処分の報告について	7 9

議 案 番 号	件 名	頁
報 告 第 6 号	令和6年度小山市一般会計継続費繰越計算報告について	8 1
報 告 第 7 号	令和6年度小山市一般会計繰越明許費繰越計算報告について	8 3
報 告 第 8 号	令和6年度小山市水道事業会計予算繰越計算報告について	8 7
報 告 第 9 号	令和6年度小山市下水道事業会計継続費繰越計算報告について	8 9
報 告 第 1 0 号	令和6年度小山市下水道事業会計予算繰越計算報告について	9 1

令和 7 年度小山市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度小山市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 698,063 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 79,798,063 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の追加）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 5 日提出

小山市長 浅 野 正 富

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		409,601	1,071	410,672
	1 使 用 料	316,746	1,071	317,817
15 国庫支出金		12,423,590	552,514	12,976,104
	2 国庫補助金	2,378,188	552,514	2,930,702
16 県支出金		6,042,312	5,871	6,048,183
	2 県補助金	1,489,613	5,445	1,495,058
	3 委託金	671,769	426	672,195
19 繰入金		5,237,398	2,307	5,239,705
	1 基金繰入金	5,236,387	2,307	5,238,694
22 市債		7,362,000	136,300	7,498,300
	1 市債	7,362,000	136,300	7,498,300
歳入合計		79,100,000	698,063	79,798,063

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		12,381,465	548,765	12,930,230
	1 総務管理費	10,725,630	548,339	11,273,969
	4 選挙費	131,648	426	132,074
3 民生費		28,685,680	62,437	28,748,117
	1 社会福祉費	10,203,598	5,597	10,209,195
	2 児童福祉費	15,907,020	55,000	15,962,020
	3 生活保護費	2,575,062	1,840	2,576,902
4 衛生費		6,946,387	0	6,946,387
	1 保健衛生費	6,000,308	0	6,000,308
5 労働費		48,676	77,022	125,698
	1 労働諸費	48,676	77,022	125,698
6 農林水産業費		1,644,323	5,445	1,649,768
	1 農業費	1,619,593	5,445	1,625,038
10 教育費		7,362,796	4,394	7,367,190
	2 小学校費	1,818,230	4,394	1,822,624
歳出合計		79,100,000	698,063	79,798,063

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

No.	事 項	期 間	限 度 額
28	小山市勤労者総合福祉センター 空調機の賃貸借	令和8年度～令和17年度	千円 46,440

第3表 地 方 債 補 正

1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
23 児童センター耐震改修事業	千円 55,000	普通貸借 又は 証券発行	年3.5%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる 資金について、利率 の見直しを行った後 においては当該見直 し後の利率)	政府資金については、そ の融資条件により、銀行そ 他の場合にはその債権者 と協定するものによる。た だし、市財政の都合により 据置期間及び償還期限を延 長し、短縮し、若しくは繰 上償還、又は借換えするこ とができる。
24 勤労者総合福祉センター 耐震改修事業	74,700	同上	同上	同上

2 変 更

起 債 の 目 的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
16 小学校施設整備事業	千円 413,700	普通貸借 又は 証券発行	年3.5% 以内 (た だし、利 率見直し 方式で借 り入れる 資金につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては当 該見直し 後の利 率)	政府資金 について は、その融 資条件によ り、銀行そ 他の場合 にはその債 権者と協定 するもの による。た だし、市財 政の都合 により据 置期間及 び償還期 限を延長 し、短縮 し、若し くは繰上 償還、又 は借換え すること ができる。	千円 420,300	普通貸借 又は 証券発行	年3.5% 以内 (た だし、利 率見直し 方式で借 り入れる 資金につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては当 該見直し 後の利 率)	政府資金 について は、その融 資条件によ り、銀行そ 他の場合 にはその債 権者と協定 するもの による。た だし、市財 政の都合 により据 置期間及 び償還期 限を延長 し、短縮 し、若し くは繰上 償還、又 は借換え すること ができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

[illegible]

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1. 保健衛生使用料	1,071	○ドッグラン使用料	
1. 総務費補助金	548,339	○物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	
1. 社会福祉費補助金	4,175	○地域生活支援事業費補助金	2,798
		○生活保護受給者就労支援事業費補助金	1,377
1. 農業費補助金	5,445	○農地利用効率化等支援事業補助金	
3. 選挙費委託金	426	○参議院議員選挙委託金	
1. 財政調整基金繰入金	2,307	○財政調整基金繰入金	
1. 児童福祉債	55,000	○児童センター耐震改修事業債	
1. 小学校債	6,600	○小学校施設整備事業債	
1. 労働債	74,700	○勤労者総合福祉センター耐震改修事業債	

2. 歳 出

[illegible]

節		説 明	
区 分	金 額		
		特定財源内訳 国庫支出金	548,339 県支出金 426
		特定財源内訳 国庫支出金	548,339
		特定財源内訳 国庫支出金	548,339
10. 需 用 費	100	○定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業費	500,000
11. 役 務 費	8,239	○定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業事務費	48,339
12. 委 託 料	40,000		
18. 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	500,000		
		特定財源内訳 県支出金	426
		特定財源内訳 県支出金	426
1. 報 酬	426	○報酬	426
		投票立会人	274
		開票立会人	12
		開票管理者	2
		投票管理者	138

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
3. 民 生 費	28,685,680	62,437	28,748,117	59,175	3,262
1. 社会福祉費	10,203,598	5,597	10,209,195	2,798	2,799
4. 身体障がい者福祉費	253,639	5,597	259,236	2,798	2,799
2. 児童福祉費	15,907,020	55,000	15,962,020	55,000	0
5. 児童センター費	36,528	55,000	91,528	55,000	0
3. 生活保護費	2,575,062	1,840	2,576,902	1,377	463
1. 生活保護総務費	172,762	1,840	174,602	1,377	463

3. 民生費

節		説 明	
区 分	金 額		
		特定財源内訳 国庫支出金	4,175 市債 55,000
		特定財源内訳 国庫支出金	2,798
		特定財源内訳 国庫支出金	2,798
12. 委 託 料	5,597	○障がい者福祉システム改修事業費	
		特定財源内訳 市債	55,000
		特定財源内訳 市債	55,000
14. 工 事 請 負 費	55,000	○駅南児童センター耐震改修事業費	
		特定財源内訳 国庫支出金	1,377
		特定財源内訳 国庫支出金	1,377
12. 委 託 料	1,840	○生活保護システム等改修事業費	

4. 衛生費

節		説明
区分	金額	
		特定財源内訳 使用料及び手数料 1,071
		特定財源内訳 使用料及び手数料 1,071
		特定財源内訳 使用料及び手数料 1,071
		○ドッグラン管理運営費

5. 労働費

節		説 明	
区 分	金 額		
		特定財源内訳 市債	74,700
		特定財源内訳 市債	74,700
		特定財源内訳 市債	74,700
13. 使用料及び 賃借料	2,322	○勤労者総合福祉センター管理運営費	2,322
		○勤労者総合福祉センター耐震改修事業費	74,700
14. 工事請負費	74,700		

6. 農林水産業費

節		説 明
区 分	金 額	
		特定財源内訳 県支出金 5,445
		特定財源内訳 県支出金 5,445
		特定財源内訳 県支出金 5,445
18. 負担金補助及び交付金	5,445	○農地利用効率化等支援事業費

10. 教育費

節		説 明			
区 分	金 額				
		特定財源内訳 市債 6,600			
		特定財源内訳 市債 6,600			
13. 使用料及び賃借料	△4,406	○標準運営費			
		特定財源内訳 市債 6,600			
12. 委託料	8,800	○施設整備事業費			
		特定財源内訳 使用料及び手数料 1,071 国庫支出金 552,514 県支出金 5,871 市債 136,300			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

No.	事項	限度額	前年度末までの		当該年度以降の		左 の 財 源 内 訳			
			支出(見込)額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			一般 財源
			期間	金額	期間	金額	国・県	地方債	その他	
140	小山市勤労者総合福祉センター 空 調 機 の 賃 貸 借	46,440		—	令和 8年度 ～ 令和 17年度	46,440	—	—	—	46,440

令和7年度 地方債現在高の見込に関する調書

(単位 千円)

区 分	令和5年度末 現 在 高	令和6年度末 現 在 高 見 込	令 和 7 年 度 中 増 減 見 込		令和7年度末 現在高見込額
			起債見込額	元金償還見込額	
1 普 通 債	44,649,869	45,178,826	7,813,200	3,533,656	49,458,370
(1) 総 務	13,233,527	13,171,762	371,600	426,459	13,116,903
(2) 民 生	510,335	714,516	1,330,400	26,547	2,018,369
(3) 衛 生	1,014,957	891,264	227,400	342,123	776,541
(4) 労 働	45,400	42,560	74,700	5,680	111,580
(5) 農 林 水 産 業	2,000,774	1,962,094	256,500	284,479	1,934,115
(6) 土 木	19,136,327	19,343,413	2,727,900	1,810,933	20,260,380
(7) 消 防	1,625,271	1,800,174	1,310,300	283,544	2,826,930
(8) 教 育	7,083,278	7,253,043	1,514,400	353,891	8,413,552
2 災 害 復 旧 債	286,768	221,765	0	65,049	156,716
(1) 農 林 水 産 業	30,737	25,564	0	5,177	20,387
(2) 土 木	244,649	187,384	0	57,306	130,078
(3) 教 育	11,382	8,817	0	2,566	6,251
3 そ の 他	13,343,267	11,823,470	870,000	2,252,815	10,440,655
(1) 減 税 補 て ん 債	86,214	38,423	0	31,556	6,867
(2) 減 収 補 て ん 債	790,980	755,963	0	49,971	705,992
(3) 臨 時 財 政 対 策 債	12,466,073	11,029,084	870,000	2,171,288	9,727,796
合 計	58,279,904	57,224,061	8,683,200	5,851,520	60,055,741

小山ふれあいドッグラン広場の設置及び管理に関する条例の制定について

小山ふれあいドッグラン広場の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和7年6月5日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

犬を自由に運動させる場を提供し、並びに犬の適正な飼養に関する知識の普及及び啓発を行うことにより、人と動物の共生する地域社会の実現に資することを目的に小山ふれあいドッグラン広場を設置し、及び管理するため条例を制定するものである。

小山ふれあいドッグラン広場の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 犬を自由に運動させる場を提供し、並びに犬の適正な飼養に関する知識の普及及び啓発を行うことにより、人と動物が共生する地域社会を実現するため、小山ふれあいドッグラン広場（以下「ドッグラン広場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ドッグラン広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
小山ふれあいドッグラン広場	小山市大字塩沢604番地1

(利用時間及び休場日)

第3条 ドッグラン広場の利用時間及び休場日は、規則で定める。

(登録)

第4条 ドッグラン広場を利用しようとする者は、あらかじめ、その者及びその者が所有又は管理しドッグラン広場を利用させようとする犬について、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、市長に対し、規則で定めるところにより、登録の申請をしなければならない。

3 市長は、前項の申請があつた場合には、次項の規定により登録を拒否する場合を除き、その登録をするものとする。

4 市長は、第2項の申請があつた場合において、その申請に係る犬が狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第5条第1項に規定する狂犬病の予防注射を受けたことを確認できないとき、その他ドッグラン広場又はその利用者若しくは利用者が所有又は管理する犬の安全が害されるおそれがあると認めるときは、その登録を拒否しなければならない。

(登録の有効期間及び更新)

第5条 市長は、前条第1項の登録をする場合には、その登録について有効期間を定めるものとする。

2 前条第1項の登録を受けた者が、その登録の有効期間が満了した後も引き続きドッグラン広場を利用しようとするときは、登録の更新を受けなければならない。

3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

(使用料)

第6条 ドッグラン広場を利用する者は、次の表に定める使用料を納付しなければならない。

区 分	使 用 料
2時間まで（犬1頭当たり）	200円
2時間を超えた場合（犬1頭当たり）	1時間までごとに100円 1日上限500円

(使用料の返還)

第7条 前条の規定により納付された使用料は、返還しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(行為の制限)

第8条 ドッグラン広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他の営利活動をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 集会、催し又は募金活動をすること。

(禁止行為)

第9条 ドッグラン広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) ドッグラン広場の施設又は附属設備を汚損し、又は損傷すること。
- (2) 広告、宣伝その他これに類する行為をすること。
- (3) 拡声器、ラジオ等により著しく騒音を発すること。
- (4) ごみその他の汚物又は不要物を捨てること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ドッグラン広場の利用及び管理に支障がある行為をすること。

(登録の取消し等)

第10条 市長は、ドッグラン広場を利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の登録を取り消し、又は期間を定めてドッグラン広場の利用の禁止を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第4条第1項の登録を受けたとき。
- (2) 第4条第1項の登録を受けた後、同条第4項に該当するに至ったとき。

- (3) 市長の許可を受けないで、第8条各号に掲げる行為をしたとき。
- (4) 前条各号に掲げる行為をしたとき。
- (5) 狂犬病予防法、狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）、狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号）及びその他の法令並びにこの条例の規定に違反したとき。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年8月9日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 第4条の規定による登録及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

小山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

小山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 3 の 3 第 1 項に規定する非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例を適用するため、条例改正を提案するものである。

小山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

小山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和61年条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料等） 第15条 略	（一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料等） 第15条 略 <u>（調査書の縦覧の対象となる一般廃棄物処理施設の種類）</u> <u>第16条 法第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による法第9条の3の3第1項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設とする。</u> <u>（調査書の縦覧の公示）</u> <u>第17条 市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「災害廃棄物処分受託者」という。）は、法第9条の3の3第2項の規定により調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、次の事項を公示するも</u>

のとする。

(1) 災害廃棄物処分受託者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 一般廃棄物処理施設の設置の場所

(3) 一般廃棄物処理施設の種類

(4) 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

(5) 一般廃棄物処理施設の処理能力

(6) 実施した生活環境影響調査の項目

(7) 調査書の縦覧の場所及び期間

(8) 法第9条の3の3第2項後段の規定により当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地から意見書を提出できる旨

(9) 前号の意見書の提出先及び提出期限

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(調査書の縦覧の場所及び期間)

第18条 調査書の縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 災害廃棄物処分受託者の事務所

(2) 前号に掲げるもののほか、市長

が必要と認める場所

2 調査書の縦覧の期間は、前条の公示の日から1月間とする。ただし、市長が当該非常災害の状況により期間の短縮を認めた場合は、その期間とする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第19条 法第9条の3の3第2項後段に規定する意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1) 災害廃棄物処分受託者の事務所

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 前項の意見書の提出期限は、前条第2項に規定する期間の満了の日から2週間とする。ただし、市長が当該非常災害の状況により期間の短縮を認めた場合は、その期間とする。

(環境影響評価との関係)

第20条 一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第27条の規定による環境影響評価書(生活環境影響調査の結果に相当する内容が記載されているものに限る。)の公告及び縦覧があったときは、前3条の規定による手続を経たものとみなす。

(他の市町村の長との協議)

第21条 市長は、生活環境影響調査を

第16条～第21条 略	<u>実施した地域に他の市町村の区域が含まれているときは、当該市町村の長に調査書の写しを送付し、当該調査書に係る縦覧等の手続の実施について協議するものとする。</u> 第22条～第27条 略
--------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小山市水道事業給水条例の一部改正について

小山市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

令和 7 年 4 月 1 日に水道法施行令及び水道法施行規則が改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が変更されたことに伴い、当該要件を定める本条例の改正を行うため提案するものである。

小山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

小山市水道事業給水条例（平成9年条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(布設工事監督者の資格) 第46条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)<u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目</u>を修めて卒業した後、<u>2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 学校教育法による大学<u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目</u>を修めて卒業した後、<u>3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	(布設工事監督者の資格) 第46条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)<u>又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (2) 学校教育法による大学<u>又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>

(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。))を含む。)又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

る。)

(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。))を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大学等」という。))において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後、次号において同じ。)、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。))において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(8) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては2年以上、第2号の卒業者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であつて、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつ

(水道技術管理者の資格)

第47条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒

て、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(水道技術管理者の資格)

第47条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに

業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程の修了者を含む。第5号において同じ。))については6年以上、前条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 略

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。))については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定す

相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 略

(4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。))については7年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前

る<u>学科目</u>に相当する<u>学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) 略	号に規定する<u>課程</u>に相当する<u>課程</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) 略 (7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> (8) <u>建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小山市高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

小山市高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 1 8 年政令第 3 7 9 号）が改正され、同令の規定を引用する本条例において条ずれが生じたことに伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

小山市高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の
設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小山市高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置
に関する基準を定める条例（平成25年条例第38号）の一部を次のように改正す
る。

改正前	改正後
（園路及び広場） 第3条 不特定かつ多数の者が利用し、 又は主として高齢者、障がい者等が 利用する高齢者、障害者等の移動等 の円滑化の促進に関する法律施行令 （平成18年政令第379号。以下「政令」 という。）第3条第1号に規定する園路 及び広場を設ける場合には、そのう ち一以上は、次に掲げるものでなけ ればならない。 （1）～（5） 略 （6） 高齢者、障がい者等が転落する おそれのある場所には、柵、政令 第11条第2号に規定する点状ブロッ ク等及び政令第21条第2項第1号に 規定する線状ブロック等を適切に 組み合わせて床面に敷設したもの （以下「視覚障がい者誘導用ブロッ ク」という。）その他の高齢者、障 がい者等の転落を防止するための 設備を設けること。 （7） 略	（園路及び広場） 第3条 不特定かつ多数の者が利用し、 又は主として高齢者、障がい者等が 利用する高齢者、障害者等の移動等 の円滑化の促進に関する法律施行令 （平成18年政令第379号。以下「政令」 という。）第3条第1号に規定する園路 及び広場を設ける場合には、そのう ち一以上は、次に掲げるものでなけ ればならない。 （1）～（5） 略 （6） 高齢者、障がい者等が転落する おそれのある場所には、柵、政令 第11条第2号に規定する点状ブロッ ク等及び政令第22条第2項第1号に 規定する線状ブロック等を適切に 組み合わせて床面に敷設したもの （以下「視覚障がい者誘導用ブロッ ク」という。）その他の高齢者、障 がい者等の転落を防止するための 設備を設けること。 （7） 略

(野外劇場及び野外音楽堂) 第6条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する野外劇場は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 略 (2) 出入口と次号に規定する車椅子使用者用観覧スペース及び<u>第四号</u>の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。 ア～カ 略 (3)・(4) 略 2・3 略 (便所) 第9条 略 2 略 3 <u>第1項第1号イ</u>及びエ並びに第2号の規定は、前項の便房について準用する。	(野外劇場及び野外音楽堂) 第6条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する野外劇場は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 略 (2) 出入口と次号に規定する車椅子使用者用観覧スペース及び<u>第4号</u>の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。 ア～カ 略 (3)・(4) 略 2・3 略 (便所) 第9条 略 2 略 3 <u>第1項第1号ア</u>及びエ並びに第2号の規定は、前項の便房について準用する。
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

小山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり定める。

令和7年6月5日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

本市では、内閣府令で定められる国の基準に準拠し家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を条例で定めているところ、令和7年4月1日に内閣府令の一部改正が施行されたことに伴い、条例に所要の改正を行うため、提案するものである。

小山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

小山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２４号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条 この条例は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３４条の１６第１項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）

第３条 法第３４条の１６第１項に規定する条例で定める基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生省令第６１号）の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

建設工事請負契約の締結について

同報系防災行政無線子局増設更新工事の施工のため、次のとおり建設工事請負契約を締結する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

同報系防災行政無線子局増設更新工事の建設工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 5 号）第 2 条の規定により、提案するものである。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 同報系防災行政無線子局増設更新工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 2 5 6 , 3 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | パナソニックコネクト・通信放送設備特定建設工事
共同企業体 |
| | 代表構成員 | 東京都中央区銀座 8 丁目 2 1 番 1 号
パナソニックコネクト株式会社
現場ソリューションカンパニー首都圏部門
エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント 高嶋 靖彦 |
| | 構成員 | 栃木県小山市八幡町 1 丁目 6 番 6 号
通信放送設備株式会社
代表取締役 中村 隆之 |

建設工事請負契約の締結について

小山市立乙女小学校校舎外壁改修工事の施工のため、次のとおり建設工事請負契約を締結する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

小山市立乙女小学校校舎外壁改修工事の建設工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 3 9 年条例第 5 号)第 2 条の規定により、提案するものである。

- 1 契約の目的 小山市立乙女小学校校舎外壁改修工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1 7 6 , 0 0 0 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 栃木県小山市乙女 2 丁目 3 0 番 8 号
株式会社 青木組
代表取締役 青木 慎吾

建設工事請負契約の締結について

小山市立大谷北小学校校舎屋上・外壁改修工事の施工のため、次のとおり建設工事請負契約を締結する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

小山市立大谷北小学校校舎屋上・外壁改修工事の建設工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 5 号)第 2 条の規定により、提案するものである。

- 1 契約の目的 小山市立大谷北小学校校舎屋上・外壁改修工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 2 5 1, 3 5 0, 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 栃木県小山市城山町 1 丁目 3 番 2 6 号
株式会社 板橋組
代表取締役 齊藤 純夫

建設工事請負契約の締結について

小山市立桑中学校校舎南棟屋上・外壁改修工事の施工のため、次のとおり建設工事請負契約を締結する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

小山市立桑中学校校舎南棟屋上・外壁改修工事の建設工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 5 号)第 2 条の規定により、提案するものである。

- 1 契約の目的 小山市立桑中学校校舎南棟屋上・外壁改修工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 281,380,000 円
- 4 契約の相手方 栃木県小山市駅東通り 2 丁目 39 番 11 号
潮田建設 株式会社
代表取締役 潮田 安弘

建設工事請負契約の一部変更について

令和6年8月1日に締結した大行寺橋架け替えに伴う下部工工事請負契約の一部を、次のとおり変更する。

令和7年6月5日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

令和6年8月1日に締結した大行寺橋架け替えに伴う下部工工事請負契約の一部変更について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第5号)第2条の規定により、提案するものである。

- | | |
|----------|------------------|
| 1 契約の目的 | 大行寺橋架け替えに伴う下部工工事 |
| 2 当初請負額 | 144,100,000円 |
| 3 変更請負額 | 179,454,000円 |
| 4 契約の相手方 | 潮田建設株式会社 |
| 5 変更の理由 | |

当初の工程は、右岸橋台施工後、設置位置が現河道内となる左岸橋台を、河道切替えを行ってから施工し、渇水期間中の令和7年5月までに完成させる予定であったが、右岸橋台の施工にあたり、近接している幼稚園との調整に不測の日数を要したため、渇水期間中に河道整備までを完了させるには、左岸橋台を設置する現河道を鋼矢板で切回し、橋台2基を同時に施工する必要性が生じたことから、仮設工の増工を行う。

また、築堤部分に旧建物の杭基礎が存置してあり、河川管理者と撤去方法及び範囲について協議を行い、全引抜きとしたため杭基礎引抜きの増工を行う。

さらに、工事区間内にて掘削を行ったところ地下浸透水が確認され、本工事にて浸透対策を行う必要性が生じたことから遮水矢板、護岸基礎の増工を行う。

以上に加え、工事を週休2日制としたこと、及び環境対策として施工ヤード内への防音シートや敷鉄板の設置、工事による通行止めに伴う迂回路整備、交通誘導員の配置検討による人員増など周辺施設への対応が生じたことにより増工を行う。

財産の取得について

災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車と水槽付消防ポンプ自動車を次のとおり購入する。

令和7年6月5日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

小山市消防署豊田分署の災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車と小山市消防署大谷分署の水槽付消防ポンプ自動車を購入することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第5号）第3条の規定により、本議案を提案するものである。

- ・ 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車 各1台

(1) 購入方法 指名競争入札

(2) 購入金額 179,520,000円

(3) 購入先 東京都江戸川区篠崎町1丁目7番16号ラフィーネ篠崎
1階A号室

長野ポンプ株式会社東京営業所 所長 石川 覚

(4) 納期 令和8年3月19日

財産の取得について

消防ポンプ自動車を次のとおり購入する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

小山市消防団第 5 分団（犬塚）の消防ポンプ自動車を購入することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 5 号）第 3 条の規定により、本議案を提案するものである。

・ 消防ポンプ自動車 1 台

- (1) 購入方法 指名競争入札
- (2) 購入金額 22,935,000 円
- (3) 購入先 栃木県小山市大字喜沢 1 3 9 4 番地
合資会社 渡辺商店 代表社員 渡辺圭一
- (4) 納期 令和 8 年 3 月 6 日

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

小山市長 浅 野 正 富

（提案理由）

人権擁護委員の^{おぞね ひろみ}小曾根 裕美 氏、^{あべ やすお}阿部 康男 氏は令和 7 年 9 月 30 日をもって任期満了となるので、^{おぞね ひろみ}小曾根 裕美 氏を再推薦するとともに、^{あべ やすお}阿部 康男 氏の後任として、^{おいぬま きよし}老沼 潔 氏を推薦する。また、人権擁護委員の^{いいだ かずお}飯田 和男 氏が令和 6 年 12 月 31 日をもって解嘱され、本市の区域で委嘱されている人権擁護委員に欠員がでたことから、後任として、^{やまぐち かずのぶ}山口 一信 氏を推薦することについて議会の意見を求めるため、本議案を提案するものである。

氏 名	住 所	生 年 月 日
小曾根 裕美	小山市大字横倉新田 3 6 2 番地 3 5	昭和 32 年 2 月 6 日
老沼 潔	小山市乙女 1 丁目 10 番 16 号	昭和 33 年 3 月 4 日
山口 一信	小山市大字大本 4 8 4 番地 1	昭和 32 年 6 月 27 日

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

小山市長 浅 野 正 富

専決第 27 号

専 決 処 分 書

小山市税条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

小山市長 浅 野 正 富

(理 由)

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）の規定に基づき、小山市税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

小山市税条例の一部を改正する条例

小山市税条例（昭和 29 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（市民税の申告） 第 36 条の 2 略 2～9 略 10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第 23 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から 30 日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （種別割の税率） 第 82 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が 0.05 リットル以下	（市民税の申告） 第 36 条の 2 略 2～9 略 10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第 23 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から 30 日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 16 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （種別割の税率） 第 82 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が 0.05 リットル以下

のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000 円 イ 2 輪のもので、総排気量が 0.05 リットルを超え、0.09 リットル以下のもの又は定格出力が 0.6 キロワットを超え、0.8 キロワット以下のもの 年額 2,000 円 ウ 2 輪のもので、総排気量が 0.09 リットルを超えるもの又は定格出力が 0.8 キロワットを超えるもの 年額 2,400 円 エ 略 (2)・(3) 略 (種別割の減免) 第 89 条 略 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければなら	のもの又は定格出力が 0.6 キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000 円 イ 2 輪のもので、総排気量が 0.05 リットルを超え、0.09 リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が 0.6 キロワットを超え、0.8 キロワット以下のもの 年額 2,000 円 ウ 2 輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円 エ 2 輪のもので、総排気量が 0.09 リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が 0.8 キロワットを超えるもの 年額 2,400 円 オ 略 (2)・(3) 略 (種別割の減免) 第 89 条 略 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければなら
--	--

ない。 (1)～(4) 略 (5) 原動機の総排気量又は定格出力 (6)～(8) 略 3 略 (身体障害者等に対する種別割の減免) 第90条 略 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項に	ない。 (1)～(4) 略 (5) 原動機の総排気量又は定格出力 (<u>第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力</u>) (6)～(8) 略 3 略 (身体障害者等に対する種別割の減免) 第90条 略 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項に
--	---

において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 92 条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合には、その条件

において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 92 条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 運転免許証又は道路交通法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合には、その条件

(6) 略 <u>3・4</u> 略 附 則 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 11 条の 2 略 2～15 略 16 法<u>附則第 15 条第 37 項</u>に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 17 法<u>附則第 15 条第 38 項</u>に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 18 法<u>附則第 15 条第 41 項</u>に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。 19・20 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 11 条の 3 略 2～12 略	(6) 略 3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、<u>当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u> <u>4・5</u> 略 附 則 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 11 条の 2 略 2～15 略 16 法<u>附則第 15 条第 36 項</u>に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 17 法<u>附則第 15 条第 37 項</u>に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 18 法<u>附則第 15 条第 40 項</u>に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。 19・20 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 11 条の 3 略 2～12 略 13 市長は、法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る<u>区分所有に係る家屋については、前項</u>
--	---

13・14 略	<u>の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u> 14・15 略
----------------	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の小山市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

小山市長 浅 野 正 富

専決第 28 号

専 決 処 分 書

小山市都市計画税条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

小山市長 浅 野 正 富

(理 由)

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）の規定に基づき、小山市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

小山市都市計画税条例の一部を改正する条例

小山市都市計画税条例（昭和 3 1 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 （法附則第 15 条第 37 項の条例で定める割合） 3 法附則第 15 条第 37 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 （法附則第 15 条第 38 項の条例で定める割合） 4 法附則第 15 条第 38 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 （改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 5 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長	附 則 （法附則第 15 条第 36 項の条例で定める割合） 3 法附則第 15 条第 36 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 （法附則第 15 条第 37 項の条例で定める割合） 4 法附則第 15 条第 37 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 （改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 5 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長

に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(6) 略 (市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例) 15 法附則第15条第1項、第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項、第32項、<u>第34項、第37項、第38項</u>若しくは<u>第45項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(6) 略 (市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例) 15 法附則第15条第1項、第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項、第32項、<u>第33項、第36項、第37項</u>若しくは<u>第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の小山市都市計画税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

小山市長 浅 野 正 富

専 決 処 分 書

小山市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

小山市長 浅 野 正 富

(理 由)

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 119 号）の規定に基づき、小山市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

小山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小山市国民健康保険税条例（昭和 2 9 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（国民健康保険税の減額） 第 23 条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 24 万円を超える場合には、24 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円）の合算額とする。 （1） 略 （2） 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算し	（国民健康保険税の減額） 第 23 条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 24 万円を超える場合には、24 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円）の合算額とする。 （1） 略 （2） 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算し

た金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>29 万 5,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 略 (3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>54 万 5,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。) ア～カ 略 2・3 略	た金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>30 万 5,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 略 (3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>56 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。) ア～カ 略 2・3 略
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の小山市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年6月5日提出

小山市長 浅 野 正 富

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 月 30 日

小山市長 浅野 正富

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和 7 年 1 月 8 日（水） 午前 10 時 42 分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市花垣町一丁目 13 番 40 号
宇都宮法務局 小山出張所駐車場内 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 280px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両から降りる際、駐車中の相手方車両ドアミラーに接触し、損傷を与えた |
| 5 | 損害賠償額 | 56,232 円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年6月5日提出

小山市長 浅 野 正 富

専決第25号

專 決 処 分 書

道路管理の瑕疵による車両損傷事故に対し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年1月20日

小山市長 浅野 正 富

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和6年9月22日（日）午後5時00分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字今里384番地1地先 |
| 3 | 事故の相手方 | [redacted]
[redacted] |
| 4 | 事故発生状況 | 市道管理の瑕疵により、通行中の車両を損傷させた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 43,875円 |
| 6 | 和解の条件 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して
双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第1号

專 決 処 分 書

道路管理の瑕疵による車両損傷事故に対し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年4月10日

小山市長 浅野 正 富

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和7年2月15日（土）午後9時00分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市駅東通り1丁目4番6号 地先 |
| 3 | 事故の相手方 | <div> </div> <div> </div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市道管理の瑕疵により、通行中の車両を損傷させた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 111,518円 |
| 6 | 和解の条件 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して
双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第 3 号

專 決 処 分 書

道路管理の瑕疵による車両損傷事故に対し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年4月23日

小山市長 浅野 正 富

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和7年3月21日（金）午前11時20分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字神鳥谷2257番地10 地先 |
| 3 | 事故の相手方 | [redacted]
[redacted] |
| 4 | 事故発生状況 | 市道管理の瑕疵により、通行中の車両を損傷させた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 6,270円 |
| 6 | 和解の条件 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年6月5日提出

小山市長 浅野 正 富

専決第2号

專 決 処 分 書

相手方の過失により破損した物品に対する賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年4月18日

小山市長 浅野 正 富

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和7年1月15日（水）午後2時00頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字下国府塚287番地
小山市立美田中学校 |
| 3 | 事故の相手方 | [redacted]
[redacted] |
| 4 | 事故発生状況 | 小山市立美田中学校において、給食終了後の回収作業中に相手方の過失により給食運搬用コンテナをトラックから落下させ、コンテナ車等の物品を破損させた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 563,450円 |
| 6 | 和解の条件 | 相手方は市に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

令和6年度小山市一般会計継続費繰越計算報告について

令和6年度小山市一般会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和7年6月5日提出

小山市長 浅 野 正 富

令和6年度 小山市一般会計継続費繰越計算書

No.	款	項	事業名	継続の費額	令和6年度継続費予算現額			支出額 及 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					予算計上額	前年度 繰越額	年度 繰越額				計	繰越金	特定財源		
													国県支出金	地方債	その他
1	3 民生費	2 児童福祉費	間々田地区 新設保育所 整備事業	960,000,000	288,000,000	円	円	88,300,000	199,700,000	199,700,000	円	円	円	0	
2	8 土木費	3 河川費	一級河川 豊穂川河道 整備事業	995,000,000	225,000,000	円	円	76,943,000	148,057,000	148,057,000	6,351,000	94,706,000	47,000,000	0	
3			一級河川 豊穂川河道 整備に伴う 橋梁架け 替え事業	564,000,000	151,000,000	円	円	70,860,000	80,140,000	80,140,000	2,960,000	50,680,000	26,500,000	0	

令和6年度小山市一般会計繰越明許費繰越計算報告について

令和6年度小山市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和7年6月5日提出

小山市長 浅 野 正 富

令和6年度小山市一般会計繰越明許費繰越計算書

No.	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
						既収入 特定財源	未収入特定財源 国県支出金 地方債 その他	一般財源
1	2 総務費	1 総務管理費	小山駅東駐輪場 定期更新機 システム更新事業	円 2,200,000	円 2,200,000	円	円	円 2,200,000
2			地域防災強化事業	5,129,000	5,129,000		国 2,560,000	2,569,000
3	3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯 給付金給付事業	698,744,000	323,639,000		国 323,639,000	
4		2 児童福祉費	学童保育館 施設整備事業	5,000,000	4,133,000			4,133,000
5			間々田地区新設保育所 整備事業	18,425,000	18,425,000		地 16,500,000	1,925,000
6			駅南児童センター 耐震改修事業	4,000,000	4,000,000			4,000,000
7	4 衛生費	1 保健衛生費	市有墓地整備事業	17,062,000	17,062,000		他 17,062,000	
8			ドッグラン整備事業	14,000,000	9,300,000			9,300,000
9	5 労働費	1 労働諸費	勤労者総合福祉 センター 耐震改修事業	11,700,000	11,700,000			11,700,000
10	7 商工費	1 商工費	小山市共通商品券 発行事業	135,000,000	135,000,000		国 92,216,000	42,784,000
11	8 土木費	2 道路橋梁費	小山駅周辺地区第二期 道路整備事業	20,248,000	17,685,000		国 3,900,000 地 12,300,000	1,485,000
12			大谷地区第二期 道路整備事業	110,838,000	64,190,000		国 20,600,000 地 35,400,000	8,190,000
13			狭あい道路整備等 促進事業	4,556,000	2,154,000		国 67,000	2,087,000
14			市道30号線 道路改良事業	58,000,000	54,690,000		地 49,200,000	5,490,000
15			市道1198号線 道路改良事業	3,438,000	3,438,000			3,438,000

No.	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
						既収入 特定財源	未収入特定財源 国県支出金 地方債 その他	一般財源
16	8 土木費	2 道路橋梁費	一般市道改良事業	39,380,000	38,320,000		地 34,400,000	3,920,000
17			地区道路整備事業	4,200,000	2,790,000			2,790,000
18			羽川・喜沢 まちづくり整備事業	5,600,000	4,300,000			4,300,000
19		3 河川費	排水強化対策事業 (豊穂川・準用河川 整備事業)	588,491,000	320,559,000		国 86,390,000 県 64,017,000 地 154,100,000	16,052,000
20			防災集団移転 促進事業	7,000,000	7,000,000		国 3,000,000	4,000,000
21			輪中堤整備事業	91,000,000	87,300,000		地 87,300,000	
22		4 都市計画費	小山駅西口周辺地区 南北道路整備事業	50,000,000	50,000,000		国 23,500,000 地 21,100,000	5,400,000
23			城山町三丁目第二地区 市街地再開発事業	312,930,000	312,930,000		国 156,465,000 地 120,100,000	36,365,000
24			3・4・101号城東線 道路改良事業	81,600,000	70,170,000		国 17,680,000 地 46,700,000	5,790,000
25			街区公園整備事業	55,000,000	53,632,000		国 10,700,000 地 38,000,000	4,932,000
26			公園管理事業	36,000,000	36,000,000			36,000,000
27	10 教育費	2 小学校費	小学校校舎等照明 LED化事業	155,700,000	155,700,000		国 53,113,000 地 102,100,000	487,000
28			小学校トイレ改修事業	160,500,000	160,000,000		国 43,549,000 地 108,700,000	7,751,000
29		3 中学校費	中学校修学旅行等 負担軽減事業	30,343,000	30,343,000		国 30,343,000	
30			中学校校舎等照明 LED化事業	144,300,000	144,300,000		国 48,990,000 地 95,000,000	310,000

No.	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
						既収入 特定財源	未収入特定財源 国県支出金 地方債 その他	一般財源
31	10 教育費	3 中学校費	中学校トイレ改修事業	45,000,000	45,000,000		国 8,019,000 地 30,800,000	6,181,000
32		5 保健体育費	小 学 校 給 食 維 持 支 援 事 業	79,710,000	79,710,000		国 79,710,000	
33			中 学 校 給 食 維 持 支 援 事 業	57,491,000	57,491,000		国 57,491,000	
34			思 川 緑 地 公 園 整 地 等 整 備 事 業	4,983,000	4,983,000			4,983,000

令和6年度小山市水道事業会計予算繰越計算報告について

令和6年度小山市水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和7年6月5日提出

小山市長 浅 野 正 富

令和6年度 小山市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						国県 補助金	損益勘定 留保資金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	配水設備 拡張事業	円 431,000,000	円 203,492,000	円 40,000,000	円 0	円 40,000,000	円 187,508,000	円 0	関連工事(道路改良 工事)の遅延によ り、年度内の完成が 困難となったため。
1 資本的支出	1 建設改良費	配水設備 改良事業	円 641,000,000	円 523,588,000	円 14,000,000	円 3,333,000	円 10,667,000	円 103,412,000	円 0	国の追加補正によ り、R7予定事業の前 倒し執行のため。

令和6年度小山市下水道事業会計継続費繰越計算報告について

令和6年度小山市下水道事業会計継続費繰越計算書について、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和7年6月5日提出

小山市長 浅野 正 富

令和6年度 小山市下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の 総額	令和6年度継続費予算現額			支払義務 発生(見込)額	残額	翌年度 繰越繰越額	翌年度繰越繰越額に係る財源内訳				翌年度繰越繰越額に 係る繰越を要する たな卸資産の 購入限度額
				予算計上額	前年度 繰越繰越額	計				国県 補助金	企業債	受益者負担金 ・分担金等	損益勘定留保 資金	
公共下水道 事業支出 1 資本的支出	1 建設改良費	大行寺排水区 雨水ポンプ場 ・調整池新設工事	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			4,700,000,000	2,212,000,000	408,000,000	2,620,000,000	914,100,000	1,705,900,000	1,705,900,000	850,450,000	855,400,000	50,000		0
公共下水道 事業支出 1 資本的支出	1 建設改良費	小山水処理センター コンクリートローラー他 更新工事	52,800,000	22,000,000	0	22,000,000	7,000,000	15,000,000	15,000,000	0	14,200,000	800,000		0

令和6年度小山市下水道事業会計予算繰越計算報告について

令和6年度小山市下水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和7年6月5日提出

小山市長 浅 野 正 富

令和6年度 小山市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越を要する たな卸資産の 購入限度額	明 説
						国県 補助金	企業債	受益者負担金 ・分担金等	損益勘定 留保資金			
公共下水道 事業支出 1 事業 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道事業 汚水管渠建設事業	1,102,656,000	566,777,970	412,905,000	119,505,000	268,900,000	24,500,000	0	122,973,030	0	工事用地の境界確定に不測の日 数を要したため
公共下水道 事業支出 1 事業 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道事業 処理場建設事業	109,860,000	64,408,060	26,700,000	13,350,000	12,000,000	1,350,000	0	18,751,940	0	設計条件の見直しに時間を要した ため
公共下水道 事業支出 1 事業 資本的支出	1 建設改良費	雨水施設建設事業	2,260,000,000	506,100,000	48,000,000	19,000,000	29,000,000	0	0	1,705,900,000	0	基本設計の見直し作業に不測の日 数を要したため
公共下水道 事業支出 1 事業 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道事業 建設総費	129,933,000	71,145,118	45,142,000	14,602,000	9,600,000	20,940,000	0	13,645,882	0	浸水シミュレーションの追加作業に 不測の日数を要したこと及び資源 不測の日数の建設工事において令和6 年度中の機器納入が困難となった ため
公共下水道 事業支出 1 事業 資本的支出	1 建設改良費	流域下水道建設事業	25,676,000	5,628,574	12,026,000	0	12,000,000	26,000	0	8,021,426	0	流域下水道の建設工事に不測の日 数を要したため